

PRESS RELEASE

国民健康保険税の過不足徴収について

令和5年度国民健康保険税の年金特別徴収データを年金機構に送信の際、テスト賦課データを当初賦課データと誤認し、送信したことにより、納税者に通知した特別徴収税額と年金機構に通知した特別徴収税額に差異が生じていることが判明しました。

【誤りの現状】

差異が生じていた者6人（84,000円）

（内訳）

不足額が生じる者：4人（52,800円）

還付額が生じる者：2人（31,200円）

【対応】

対象者に対しては、ご自宅へ伺い、お詫びした上で、このたびの経緯を説明し、不足が生じた方には納付をお願いし、過徴収となった方には後日還付をします。

【再発防止策】

適切な業務遂行ができるよう、チェック体制を強化し、職員一人一人が細心の注意を払い、再発防止に努めます。

本件に関するお問い合わせ

庄原市総務部税務課市民税係 電話 0824-73-1146

担当者：伊吹・瀬尾 FAX 0824-73-3322